

令和2年(2020年)度において本組合が例とする秦野市契約規則第31条の表の金額を超えて一者特命随意契約により執行した案件の結果は次のとおりです。

No.	業種	契約締結日	案件名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
1	物品	令和2年4月1日	令和2年度栗原一般廃棄物最終処分場炭酸ソーダ(単価契約)(4月、5月分)	令和2年4月1日～ 令和2年5月31日	協栄産業株式会社 神奈川支店	1,931,600 (96.58円/kg)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第6号	入札による業者決定までの間、供給を欠かせないため、前年度の当業者を選定するもの。
2	物品	令和2年4月1日	令和2年度伊勢原清掃工場塩化水素低減剤(単価契約)(4月、5月分)	令和2年4月1日～ 令和2年5月31日	三友化学株式会社	1,760,000 (55.0円/kg)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第6号	入札による業者決定までの間、供給を欠かせないため、前年度の当業者を選定するもの。
3	物品	令和2年4月1日	令和2年度伊勢原清掃工場重金属固定剤(単価契約)(4月、5月分)	令和2年4月1日～ 令和2年5月31日	協栄産業株式会社 神奈川支店	1,485,000 (247.5円/kg)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第6号	入札による業者決定までの間、供給を欠かせないため、前年度の当業者を選定するもの。
4	物品	令和2年4月1日	令和2年度伊勢原清掃工場ダイオキシン類吸着剤(単価契約)(4月、5月分)	令和2年4月1日～ 令和2年5月31日	城山産業株式会社 神奈川支店	1,553,750 (621.5円/kg)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第6号	入札による業者決定までの間、供給を欠かせないため、前年度の当業者を選定するもの。
5	委託	令和2年4月1日	令和2年度ばい煙水質等分析業務委託(4月、5月分)	令和2年4月1日～ 令和2年5月31日	富士産業株式会社	836,000	地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第6号	入札による業者決定までの間、当業務を欠かせないため、前年度の当業者に引き続き委託するもの。
6	委託	令和2年4月1日	令和2年度伊勢原清掃工場廃蛍光管等運搬、処理及び処分業務委託(単価契約)(4月、5月分)	令和2年4月1日～ 令和2年5月31日	J&T環境株式会社	580,800 (121円/kg)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第6号	入札による業者決定までの間、当業務を欠かせないため、前年度の当業者に引き続き委託するもの。
7	物品	令和2年4月1日	令和2年度伊勢原清掃工場有価物売払い(単価契約)(4月、5月分)	令和2年4月1日～ 令和2年5月31日	秦野市伊勢原市 環境事業協同組合	2,802,690	地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第6号	入札による業者決定までの間、売払いが欠かせないため、前年度(3月1日から3月31日まで)の当業者を選定するもの。
8	委託	令和2年4月1日	令和2年度伊勢原清掃工場敷地内不燃物残渣運搬処分業務委託(単価契約・伊賀市)	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	処分業者 三重中央開発株式会社 運搬業者 株式会社稲元興業 有限会社森環境開発 株式会社ジェイテック システム	14,190,000 (処分 33,000円/t) (運搬 14,300円/t)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	不燃物残渣の埋立処理については、その物の特性から、安全に処理するための技術や施設を必要とし、また、長期安定的に処理可能な施設を所有する必要がある。本組合の不燃物残渣の受入れ可能な当業者の埋立処理施設が所在する三重県伊賀市と事前協議を行い、了承が得られたため、当業者を選定するもの。
9	委託	令和2年4月1日	令和2年度伊勢原清掃工場不燃物残渣及び焼却灰運搬処分業務委託(単価契約・中野市)	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	飯山陸送株式会社	24,857,800 (焼却灰 31,680円/t) (不燃物残渣 32,780円/t)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	不燃物残渣や焼却灰の埋立処理については、その物の特性から、安全に処理するための技術や施設を必要とし、また、長期安定的に処理可能な施設を所有する必要がある。本組合の不燃物残渣や焼却灰の受入れ可能な当業者の埋立処理施設が所在する長野県中野市と事前協議を行い、了承が得られたため、当業者を選定するもの。
10	委託	令和2年4月1日	令和2年度伊勢原清掃工場不燃物残渣運搬資源化処理業務委託(単価契約・寄居町)	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	資源化処理業者 オリックス資源循環株式会社 運搬業者 有限会社森環境開発	17,985,000 (不燃物残渣 7,150円/t) (資源化 52,800円/t)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	不燃物残渣の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、残渣に含まれる放射能濃度など特に厳しい基準が定められている。本組合の焼却灰の受入れ可能な当業者の資源化施設が所在する埼玉県寄居町と事前協議を行い、了承が得られたため、当業者を選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案件名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選定理由
11	委託	令和2年4月1日	令和2年度はだのクリーンセンター焼却灰運搬資源化処理業務委託（単価契約・太田市）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	資源化処理業者 群桐エコロ株式会社 運搬業者 有限会社森環境開発	27,060,000 (焼却灰 6,600円/t) (資源化 38,500円/t)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生し、当該施設の受入れが不可となった場合においても自区内の焼却灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除外と6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であると共に、資源化施設が所在する群馬県太田市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。
12	委託	令和2年4月1日	令和2年度はだのクリーンセンター灰（主灰及び飛灰）運搬資源化処理業務委託（単価契約・名古屋市の）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	資源化処理業者 中部リサイクル株式会社 運搬業者 株式会社東亜環境コーポレーション	28,858,500 主灰：(灰運搬 9,020円/t) (資源化 42,350円/t) 飛灰：(灰運搬 9,020円/t) (資源化 54,450円/t)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生し、当該施設の受入れが不可となった場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除外と6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であると共に、資源化施設が所在する愛知県名古屋市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。 運搬業者は、資源化処理業者が選定しており、秦野市及び伊勢原市の運搬業者を優先することや運搬車両は天蓋付10トン車両を所有していることとしているが、中部リサイクル株式の運搬業者の条件として、金属製天蓋付10トン車両を3台以上を所有している事としている。この条件を満たす業者は市内にないため、中部リサイクル株式が推薦する当該業者を選定するもの。
13	委託	令和2年4月1日	令和2年度はだのクリーンセンター灰（主灰および飛灰）運搬資源化処理業務委託（単価契約・津久見市の）	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	資源化処理業者 太平洋セメント株式会社 運搬業者 日本通運株式会社横浜支店 日本貨物鉄道株式会社 龍南運送株式会社 東海運株式会社 商船三井フェリー株式会社	32,752,500 主灰：(灰運搬 23,100円/t) (資源化 25,300円/t) 飛灰：(灰運搬 38,500円/t) (資源化 44,000円/t)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生し、当該施設の受入れが不可となった場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、焼却灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除外と6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であると共に、資源化施設が所在する大分県津久見市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案件名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
14	委託	令和2年4月1日	令和2年度はだのクリーンセンター灰 (主灰および飛灰) 運搬資源化処理業 務委託 (単価契約・寄居町)	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	資源化処理業者 ツネイシカムテックス 株式会社 運搬業者 株式会社成瀬 株式会社稲元興業 株式会社イイダ	25,080,000 主灰：(灰運搬 6,400円/t) (資源化 30,800円/t) 飛灰：(灰運搬 6,600円/t) (資源化 46,200円/t)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生し、当該施設の入力が不可となった場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、焼却灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であると共に、資源化施設が所在する埼玉県寄居町と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。
15	委託	令和2年4月1日	令和2年度はだのクリーンセンター灰 (主灰および飛灰) 運搬資源化処理業 務委託 (単価契約・鹿嶋市)	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	資源化処理業者 中央電気工業株式会社 運搬業者 株式会社成瀬	31,372,000 (灰運搬 6,710円/t) (資源化 43,890円/t)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生し、当該施設の入力が不可となった場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であると共に、資源化施設が所在する茨城県鹿嶋市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。
16	委託	令和2年4月1日	令和2年度はだのクリーンセンター灰 (主灰および飛灰) 運搬資源化処理業 務委託 (単価契約・小山市)	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	資源化処理業者 メルテック株式会社 運搬業者 株式会社東亜環境コー ポレーション	6,364,600 主灰：(灰運搬 7,480円/t) (資源化 43,450円/t) 飛灰：(灰運搬 7,480円/t) (資源化 56,100円/t)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	灰の資源化については、特殊な技術及び施設を必要とし、さらに、不測の事態が発生し、当該施設の入力が不可となった場合においても自区内の灰を安定的に処理するため、リスク分散の観点から複数の受入先を確保する必要がある。灰の資源化業者は、全国に15者程度あるが、灰の放射能含有を認めなかったり、受入能力が限界であったりする業者を除くと6者となる。当該業者は、本組合の灰を受入可能であると共に、資源化施設が所在する栃木県小山市と事前協議を行い、了承が得られたため、当該業者を選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
17	委託	令和2年4月1日	令和2年度秦野斎場案内表示システム保守点検業務委託	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日	N D S 株式会社	539,000	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	秦野斎場で導入している案内表示システムは、火葬炉設備における火葬工程の出力信号受信等に基づいた秦野斎場独自のソフトウェアによって制御されており、火葬状況の把握等が市販されているものでは対応できず、また他者では保守点検をすることもできないことから、前年の当該事業者を引き続き委託するもの。
18	委託	令和2年4月27日	令和2年度伊勢原清掃工場90t/日焼却施設炉内等清掃業務委託（単価契約）	令和2年4月28日～ 令和3年3月31日	Hitz環境サービス株式会社	9,592,000 (燃烧室の清掃1,221,000円/回) (ガス冷却塔上部清掃 407,000円/回) (集じん器清掃 198,000円/回) (灰ビット清掃 693,000円/回) (火格子下コンベヤ清掃 1,056,000円/回)	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	炉内清掃はプラント設備の性能を保持するための業務であり、焼却炉を構成する機器類は汎用品ではないため、焼却炉を損傷しないための特殊な清掃技術を要し、さらに必要に応じ、機器を動作させながらの清掃も必要となる。Hitz環境サービス(株)は、本件90t/日焼却施設プラントメーカーから炉内清掃の施工及び軽微な修繕に関し業務移管を受け、施工方法を熟知しており、安全施工も期待できるため選定するもの。また、焼却日数の確保に向けて修繕作業と同時に工期を設定する場合もあり、作業日程も短期効率性を重視するため選定するもの。
19	委託	(当初) 令和2年5月11日 (変更) 令和2年10月22日	令和2年度栗原一般廃棄物最終処分場擁壁嵩上げ工事施工監理業務委託	(当初) 令和2年5月12日～ 令和2年12月31日 (変更) 令和2年5月12日～ 令和3年3月20日	株式会社エックス都市研究所	2,695,000	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第6号	(株)エックス都市研究所は、栗原一般廃棄物最終処分場の状況等に精通しており施工管理に携わった経験・実績を十分に備えている。施工管理を委託する工事の実施に当たっては、令和元年度における工事検討業務の委託先であったため、神奈川県から事前に了承を得るため、県の担当者との間で協議を複数回実施した。県への協議への出席対応から協議用資料等の作成まで行っていたため、工事内容を詳細まで熟知している。また、工事に係る参考図の作成や工事予算のための設計積算も行っており、工事施工管理も委託することで今後の工事入札実施の補助や落札業者との連携調整等においても円滑な対応が期待され、工事の確実な責任施工を担保させるうえで施工管理を委託することが望まれる。施工後には、神奈川県へ軽微変更届を行う必要があるが、その届出補助業務においても円滑な対応が可能と考えられるため。
20	工事	令和2年5月11日	令和2年度伊勢原清掃工場90t/日焼却施設修繕工事	令和2年5月12日～ 令和2年6月30日	日立造船株式会社 東京本社	17,820,000	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	90t/日焼却施設施工業者である当業者は、施設全体を熟知しており、限られた日数の中で部品の調達や製造を可能とした既存の鑄型使用や企業独自の素材調合などの部品交換や整備が十分に期待でき、責任の所在もはっきりとするため当業者を選定するもの。
21	工事	令和2年8月7日	令和2年度伊勢原清掃工場90t/日焼却施設修繕工事（その2）	令和2年8月11日～ 令和2年11月20日	日立造船株式会社 東京本社	80,300,000	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び秦野市契約規則第31条の2 第2項第5号	90t/日焼却施設施工業者である当業者は、施設全体を熟知しており、限られた日数の中で部品の調達や製造を可能とした既存の鑄型使用や企業独自の素材調合などの部品交換や整備が十分に期待でき、責任の所在もはっきりとするため当業者を選定するもの。

No.	業種	契約締結日	案 件 名	契約期間 又は納入期限	決定業者	決定金額(円)【税込】	適用条項	選 定 理 由
22	物品	令和2年8月26日	令和2年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設破砕機用消耗部品	令和3年2月26日	パワーシステム株式会社	1,749,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	粗大ごみ処理施設の破砕機は最も主要な機器であり、ジーエスマンテナンス（制作メーカー）が当工場仕様で設計製造及び施工されたもので、機械を構成する部品類は特殊部品が多く、独自の開発技術によって成り立っているが、同業者が業務を終了し、パワーシステム(株)に譲渡された。消耗部品に関しては、破砕機の性能を発揮するため、材質の微妙な調合や焼入れ加減による硬さの調整を行うことにより、処理能力及び耐久性を確保している。高速回転機器に重要な振動、バランス及び軸受けの耐久性等に多大な影響を与えることとなるため、一定の精度で安定した品質の部品を製造、供給が可能なパワーシステム(株)を選定するもの。
23	工事	(当初) 令和2年8月26日 (変更) 令和2年10月29日	令和2年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設修繕工事	令和2年8月27日～ 令和2年12月18日	パワーシステム株式会社	(当初) 21,318,000 (変更) 21,593,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	当業務は、粗大ごみ処理施設の中で破砕機及びスプレー缶処理機は最も主要な機器であり、この修繕工事については、その製作者であるジーエスマンテナンスが設計・施工されたもので独自の開発技術によって成り立っているが同業者が業務を終了し、パワーシステム(株)に譲渡された。パワーシステム(株)であれば、詳細な製作図面、組付図面を保有していることから正確かつ工期の中で工事が可能、本業務開始当時の設計・施工責任者がいることで安全かつ安定した工事を実施できるため、パワーシステム(株)を選定するもの。
24	工事	令和2年12月23日	令和2年度伊勢原清掃工場90t／日焼却施設修繕工事（その3）	令和2年12月24日～ 令和3年3月20日	日立造船株式会社 東京本社	113,740,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び秦野市契約規則第31条の2第2項第5号	90t／日焼却施設施工業者である当業者は、施設全体を熟知しており、限られた日数の中で部品の調達や製造を可能とした既存の鑄型使用や企業独自の素材調合などの部品交換や整備が十分に期待でき、責任の所在もはっきりとするため当業者を選定するもの。

* 契約金額は税込みで表示しています。

* 単価契約は契約単価に予定数量を掛けた金額で表示しています。